

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律案に係る規制の事前評価書

政策の名称	避難行動要支援者名簿規定の整備及び災害時における被災者の運送規定の新設	
担当部局	政策統括官(防災担当)付 災害対策法制企画室 (参事官:小宮 大一郎)	
評価実施時期	平成25年4月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 避難行動要支援者名簿制度の創設に係る、当該名簿情報の保護</li> <li>ii 被災者の運送の要請 被災者の保護の実施のために特に必要がある際に、都道府県知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができることをとし、被災者の保護に伴い円滑かつ安全な被災者の運送手段の確保をすること。</li> </ul> <p>【規制の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 避難行動要支援者名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする守秘義務を創設する。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 都道府県知事は、被災者の保護の実施のために特に必要がある場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができることとする。</li> </ul> <p>【規制の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時における避難行動要支援者の生命・身体の安全を確保するため、各市町村においては「避難行動要支援者名簿」を策定し、これを避難支援等の実施に携わる地域の関係者に提供する必要がある。 この際、当該名簿に記載された情報は、身体の障害に関する情報等秘匿性の高い個人の秘密を多く含むものであることから、名簿情報の提供を受けた者が正当な理由なくかかる秘密をみだりに第三者に漏らすことは、当該秘密に係る個人の権利利益を不当に害することになる。 また、名簿情報の守秘に関して避難行動要支援者からの信頼が確保されない場合には、名簿情報を地域の関係者に提供することについての同意が得られず、当該名簿を活用した避難支援制度そのもの実効性を著しく毀損することにもなりかねない。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 東日本大震災の教訓を踏まえ、被災者の保護に伴い円滑かつ安全な被災者の運送手段の確保をすることの必要性にかんがみ、被災者の運送に関する規定について所要の措置を講ずる必要がある。</li> </ul>	
	法令の名称・関連条項とその内容	災害対策基本法第四十九条の十三、第八十六条の十四、
想定される代替案	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 避難行動要支援者名簿制度の運用に際し、守秘義務を設けないこと。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 被災者の運送の要請に関する規定を設けないこと。</li> </ul>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 名簿情報の提供を受けた者は、これにより知り得た情報に関し、守秘義務を負うこととなるが、当該守秘義務の違反に対する罰則は設けていないため、義務を負う者に係る遵守費用は小さいものと想定される。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 災害が発生し、被災者の保護の実施のために特に必要が認められるような限定的な場合において、指定公共機関及び指定地方公共機関たる運送事業者が都道府県知事より被災者の運送を行うべきことを指示されることとなる。 しかし、当該事業者が被災し、運送能力を失った場合等正当な理由がある場合には当該指示に応ずる必要はなく、事業者の自由を過度に制約するものではなく、発生する費用は小さいものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 なんらの規制を設けないため、負担は発生しない。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 なんらの規制を設けないため、負担は発生しない</li> </ul>
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 本制度の周知、徹底を図るための負担が発生する</li> <li>ii 被災者の運送の要請 災害が発生し、被災者の保護の実施のために特に必要が認められるような限定的な場合において、都道府県は指定公共機関及び指定地方公共機関たる運送事業者に対し指示することができることとする規定であり、特段の行政費用は発生しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 何らの規制を設けないため、負担は発生しない</li> <li>ii 被災者の運送の要請 なんらの規制を設けないため、負担は発生しない</li> </ul>
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 特になし</li> <li>ii 被災者の運送の要請 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 身体の障害に関する情報等秘匿性の高い個人の秘密を多く含む名簿情報の漏えいによる当該秘密に係る個人の権利利益を不当に侵害する。 また、守秘義務が設けられない場合には、名簿情報の守秘に関して避難行動要支援者からの信頼が確保されず、名簿情報を地域の関係者に提供することについての同意が得られず、当該名簿を活用した避難支援制度そのもの実効性を著しく毀損するという費用が発生する。</li> <li>ii 被災者の運送の要請 都道府県知事は、被災者の保護の実施のために特に必要がある場合における、円滑な避難に支障をきたすこととなる。</li> </ul>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	i 避難行動要支援者名簿情報に関する守秘義務 名簿を活用した避難支援制度の実効性の担保による、災害時の円滑な避難の促進及びそれに伴う生命、身体の保護に資する。  ii 被災者の運送の要請 都道府県知事は、被災者の保護の実施のために特に必要がある場合における被災者の保護に伴い円滑かつ安全な被災者の運送手段の確保を図ることができる。	
<b>政策評価の結果</b> (費用と便益の関係の分析等)	本措置によって、多大な費用は発生せず、また代替案(本措置を導入しなかった場合)の費用が多大に上る。 また、本措置によって得られる便益も、代替案と比べ大きいものであるといえる。	
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	当該規定は、中央防災会議 防災対策推進検討会議最終報告(平成24年7月31日)において、以下の通りの記載がなされている。 ・災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付けるべきである。 ・広域避難における被災者の移動手段を迅速に確保するため、各行政主体が具体的な移動方法を避難計画等に定めるべきである。また、行政主体が運送事業者に被災者の運送を要請できる権限や、事態に応じて都道府県や国がブッシュ型で対応する権能についても、法的位置付けを検討すべきである。	
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
<b>備考</b>		